

私たちが拓く 日本の未来

有権者として求められる力を
身に付けるために

活用のための
指導資料



総務省



文部科学省

私たちが拓く 日本の未来

ひら

有権者として求められる力を
身に付けるために



活用のための
指導資料



総務省



文部科学省

はじめに(総務省挨拶)



選挙は、民主政治の基盤をなすものであって、その健全な発達を期するためには公明かつ適正な選挙が不可欠であり、国民一人ひとりにとって、政治に参加する重要な機会です。

近年、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けており、特に若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。

総務省では、これまでも、常時啓発事業のあり方等研究会の報告等を踏まえ、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を育てることを目指して、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識の醸成等に取り組んできました。

このような中、公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が、年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に引き下げられることとなりました。この選挙権年齢の引下げは、70年ぶりの歴史的改正であり、より一層の若者に対する主権者教育の推進が求められています。

こうした状況も踏まえ、このたび、文部科学省と連携し、副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」を作成しました。

これは、選挙を通じた政治参加がより身近なものとなった高校生に、政治や選挙に関する知識を身に付け、関心を持ってもらうよう、選挙制度の解説や模擬選挙・模擬議会等の参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に際しての留意事項等を取りまとめ、全国の高中生に配布することとしたものです。

あわせて、副教材を活用して指導する際の参考資料として、指導者用に本書をまとめました。

主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める教育が充実したものとなるよう、副教材及び本書が活用され、学校における主権者教育のお役に立つことができれば幸いです。

総務省自治行政局選挙部

はじめに(文部科学省挨拶)



教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものです。これに基づき学校では、これまでも生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。

今回、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられることとなり、学校においては政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。

その際、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています。

このため、高校生向けの副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」を作成し、国公私立全ての高等学校等の生徒に配布することとしました。副教材は、選挙の実際や政治の仕組みについて解説するとともに、全ての教科等において取り入れたい話合いの手法、また、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会など実践的な学習活動を紹介するものです。

あわせて、この副教材を学校で活用する際の留意点などをまとめた本資料を作成し、全ての高等学校等に配布することとしました。

各学校において、生徒が政治や選挙に関する理解を深め、我が国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるよう、本資料を積極的に活用し、政治的教養を育む教育の一層の充実を図ることを期待します。

文部科学省初等中等教育局

目次

はじめに2

■ 副教材の活用に当たって 6

■ 副教材を活用した指導事例 16

解説編(生徒用p.6~29)について 16

実践編(生徒用p.30~89)について 19

実践編：話し合い、討論の手法(生徒用p.32~37) 23

手法の実践①

ディベートで政策論争をしてみよう(生徒用p.38~43) 27

手法の実践②

地域課題のを見つけ方(生徒用p.44~49) 32

実践編：模擬選挙(1)(生徒用p.52~61) 35

チャレンジ

政策討論会をしよう(生徒用p.58~61) 41

実践編：模擬選挙(2)(生徒用p.62~71) 44

COLUMN

特別支援学校(知的障害)における取組 54

実践編：模擬請願(生徒用p.72~76) 59

実践編：模擬議会(生徒用p.78~89) 64

■ 指導上の政治的中立の確保等に関する留意点 72

教育基本法等関連部分抜粋及び解説 72

公職選挙法関連部分抜粋及び解説 81

学校における指導に関する Q&A 85

学校における補助教材の適正な取扱い 94

作成協力者 96

副教材の活用に当たって

1 副教材作成の背景

平成 27 年 6 月 17 日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6 月 19 日に公布された。改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、公布の日から起算して 1 年を経過した日（平成 28 年 6 月 19 日）後に行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満 18 歳以上の者が選挙権を有することとされた（地方議会選挙や首長選挙等も同様である）。

今回の法改正によって、高等学校に在学する生徒が、在学中に満 18 歳を迎え選挙権を得ることで、生徒の中に満 18 歳以上の選挙権を有する者と満 18 歳未満の選挙権を有さない者とが混在することとなることを十分認識し、高等学校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる。

高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて、今回の法律案が審議された国会においても議論がなされたが、特に、

- ①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成（留意点 1）
- ②違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解（留意点 2）

を図ることが期待されている。

① 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成(留意点 1)

現在、小・中・高等学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、憲法や選挙、政治参加に関する教育が行われている。

具体的には小学校、中学校、高等学校の各段階の社会科、公民科において、日本国憲法の基本的な考え方（小学校）、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みや議会制民主主義の意義（中学校）、望ましい政治の在り方と政治参加の在り方、政治参加の重要性（高等学校）などについて指導が行われている。

しかしながら、一方で、

- 政治の意義や制度に関する指導は、知識を暗記するような教育となっているのではないか
- 現実の具体的政治事象を取り扱うことに消極的ではないか

といった指摘がある。

このような指摘を踏まえ、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

このため、生徒用副教材の31ページに示しているような、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことによって、公民として必要とされている、

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を生徒に身に付けさせることが期待される。

② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解(留意点 2)

満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできることになる。これらの活動は、高等学校に在学する生徒においても基本的には尊重されるべき活動であり、適法に行われることが必要である。

現在、インターネットを活用した選挙運動が解禁されており、生徒が生活のツールとして使う携帯電話などを活用して選挙運動を簡単に行うことができ、生徒が意識せずに公職選挙法で禁止されている行為を行うことが考えられる。

また、選挙権年齢の引下げにより、同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動を行うことができるにもかかわらず、17歳である同じクラスの生徒は一緒に選挙運動を行うことができないことになる。

したがって、18歳の生徒が17歳の生徒に「一緒にやろう」といった勧誘を行うことは17歳の生徒に違法行為を促すこととなり、そのような状況になることは避けなければならない。また、部活動などにおいて3年生が1年生に働きかける場面も想定されるので、3年生のみに周知するだけでなく、1年生も含め学校全体として指導する必要がある。

このような背景を踏まえ、本副教材は、学習指導要領に基づき各学校で教科書等を活用して行われる政治的教養を育む教育を、より一層充実させることを目的として作成している。

2 副教材の構成

前述の背景や留意点も踏まえ、副教材は3編から構成されている。

〈解説編〉

本編は、公民科等で実施されている内容を補充するかたちで、政治に参加する意義や政治が自らに与える影響などを生徒に理解させることをねらいとしている。

また、選挙制度などについての現在の学校の指導が抽象的にとどまり、社会経験が少ない生徒が具体的にどうすればよいか理解できていないのではないかとといった指摘もあることから、選挙の仕組みについて、選挙権年齢と同様に投票権年齢が満18歳に引き下げられた憲法改正国民投票も含め、具体的に紹介している。

〈実践編〉

本編は、背景で述べたような「話し合い」や「ディベート」についての具体的な方法や留意点を紹介するとともに、地域の課題を検討するために必要となる情報の収集方法を示している。また、実践的な学習活動を行うために必要な、学習のねらいや活動の実際の流れ、活動で使うワークシートを中心に構成している。

具体的には、

- 模擬選挙（1）（架空の候補者を設定し実施するもの）
- 模擬選挙（2）（実際の選挙に伴い実施するもの）
- 模擬請願（地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの）
- 模擬議会（議会における討論を経験するもの）

を紹介している。

〈参考編〉

本編では、公職選挙法の知識などについてQ&A形式で分かりやすく解説している。また、生徒が自学する際に参考となるウェブサイト等の情報を紹介している。

なお、本書においては、満18歳以上に選挙権年齢が引き下げられることを前提に解説しており、選挙権年齢が引き下げられるまでの間は公職選挙法の適用や有権者である生徒への対応等については、満20歳以上が選挙権年齢であることに留意する必要がある。

○小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

社 会

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

社 会

〔公民的分野〕

2 内容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会

を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

○高等学校学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）

公 民

第 1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

イ 現代の民主政治と政治参加の意義

基本的人権の保障、国民主権、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、天皇の地位と役割、議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、民主政治における個人と国家について考察させ、政治参加の重要性と民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

第 3 政治・経済

2 内容

(1) 現代の政治

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させるとともに、政治と法の意義と機能、基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義、地方自治などについて理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について把握させ、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる。

3 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

副教材及び本資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用されることが期待されている。また、学校現場、選挙管理委員会、地域の選挙啓発団体等が一体となって、副教材を活用した出前授業等を実施することなども考えられる。

したがって、

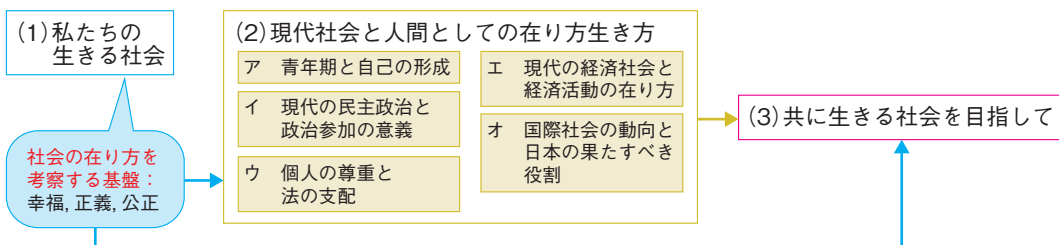
- ①公民科の科目「現代社会」、「政治・経済」の年間指導計画作成の際、副教材の活用場面を想定しておくこと
- ②総合的な学習の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと
- ③学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

が必要になると考えられる。そこで、①から③のそれぞれについて以下で説明する。

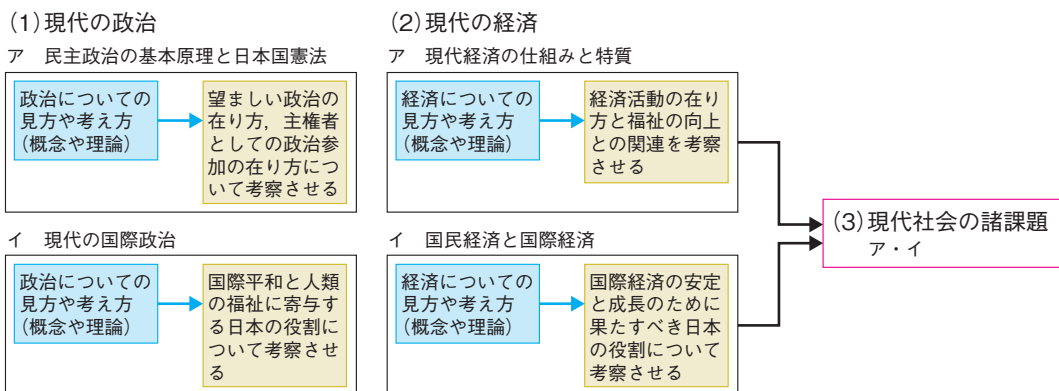
① 公民科の科目「現代社会」、「政治・経済」の年間指導計画作成の際、副教材の活用場面を想定しておくこと

公民科では、科目「現代社会」または「倫理」、「政治・経済」のいずれかを選択して、高等学校卒業までに必ず履修させることになっている。ここでは、副教材の活用が想定される「現代社会」と「政治・経済」の内容構成を示す。

「現代社会」の内容構成



「政治・経済」の内容構成



「現代社会」では、憲法や選挙、政治参加に関する教育は、主として内容(2)「現代社会と人間としての在り方生き方」の中項目「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」で進められている。また、「政治・経済」では、主として内容(1)「現代の政治」の中項目「ア 民主政治の基本原則と日本国憲法」で進められている。

どちらの科目においても、あらかじめ年間指導計画を作成することによって、憲法や選挙、政治参加に関する内容を扱う中項目の指導時期が、おおよそいつ頃になるか想定できるであろう。

そこで、教科書等を活用して行われる通常の指導に加えて、副教材の解説編に示された様々な資料をどのような順序で提示するか、実践編に示された様々な学習活動例のうち、どの学習であれば本中項目の指導時期に合わせて活用することが可能かなど、副教材の具体的な活用場面を想定しておく必要がある。

また、副教材を位置付けた年間指導計画を作成する作業の中で、公民科の授業実施上の課題が見えてくる場合もあるかもしれない。例えば、公民科の指導として、実際の選挙に合わせた模擬選挙の実施を計画しようとしたものの、直近に実施される実際の選挙と年間指導計画上の当該内容の指導時期がどうしても合わない、といった場合等が考えられる。そのような場合は、例えば公民科の指導としては政策に関するディベートを実施することとし、模擬選挙については総合的な学習の時間や特別活動等を活用し、学校として取り組むといったことが考えられる。

満18歳に選挙権年齢が引き下げられたことの意義や影響については、公民科を担当する教員による指導だけでなく、学校の全ての教員が、それぞれの立場で生徒に考えさせた事柄であると考えられる。その意味からも、公民科ではどの学年(年次)、いつの時期に副教材を活用する場面があるのかについて、関係者全員が一覧できる年間指導計画の作成の必要性は高まっているといえるだろう。

② 総合的な学習の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと

副教材は、公民科の指導での活用だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動等でも活用することが期待される。例えば、模擬議会を総合的な学習の時間に実施する場合、実践編に示された争点の整理のさせ方、委員会や本会議のシナリオ例などは、生徒のみならず指導する教員にとっても参考になると考えられる。また、例えば、学校又は学年全体で実践編に示された模擬選挙(1)などを実施する場合や、ホームルーム活動の時間にホームルーム担任の教員が参考編に示された「投票と選挙運動等についてのQ&A」について指導する場合などが想定される。

いずれの場合も、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員がそれらの指導に関わることになるので、総合的な学習の時間や特別活動等の年間指導計画に、副教材の活用場面、活用時期等を適切に位置付けた上で、学校又は学年全体として発展的、系統的な指導

ができるようにすることが大切である。その際、総合的な学習の時間や特別活動等にはそれぞれ固有の目標があることに留意して、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう、単元の指導計画を立てることも必要である。

参考までに、14、15 ページに学習指導要領に示された総合的な学習の時間と特別活動の目標等について示している。適宜参照していただきたい。

ところで、各学校ではそれぞれ、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるような教育課程を編成・実施しており、「現代社会」や「政治・経済」など公民科各科目の履修学年（年次）が一律に定まっているわけではない。したがって、総合的な学習の時間や特別活動等で副教材を活用するに当たっては、すでに公民科の各科目で、憲法や選挙、政治参加に関する教育を実施しているのか、それともまだ実施していないのか把握しておくことが欠かせない。

例えば、高校3年生の10月頃に総合的な学習の時間や特別活動等で副教材を活用するのであれば、一概にはいえないが、多くの学校の生徒はすでに公民科で当該指導内容を学習済みであろうから、公民科で習得させた知識等を活用させて、現実の課題についての実践的な学習活動を行うことが可能となる。また、あらかじめ公民科と総合的な学習の時間や特別活動等の年間指導計画を照らし合わせておくことで、相互の関連を図った効果的な学習活動を展開するのに最も適した時期が見えてくるかもしれない。

一方、高校1年生のホームルーム活動で副教材を活用する場合、解説編の「有権者になるということ」を取り上げ、政治参加の意義等を考えさせたり、選挙運動に関わり、有権者でない今の自分にはできないものの、満18歳に達し選挙権が得られた後には行えること、選挙権が得られた後も行ってはいけないこと等を説明したりすることなどが考えられる。この場合も、ホームルーム活動で実施された学習活動の振り返り場面では、現在履修している、あるいは今後高等学校卒業までに必ず履修することになる公民科の「現代社会」又は「政治・経済」において、教科書等の活用に加えて副教材の実践編に示された様々な学習活動を行うことになることなど、ホームルーム活動における本時の指導と、公民科における指導が関連していることを生徒に理解させるようにすること、またそのことが年間指導計画に明示されていることが求められる。

③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

副教材の実践編に掲載した模擬選挙や模擬請願、模擬議会などの事例に関する指導を実施する際には、学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である。例えば模擬選挙であれば、選挙の執行に関して専門的な知見を有している選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、投票箱や投票記載台などの貸し出しや、選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして学校に招き、実際の選挙が円滑に執行されるための工夫についての講話などが考えられる。このように学校の教員だけでは説明しきれない現実の具体的

な事象について専門家の立場から伝えてもらうことは、生徒の政治的教養を育成する上で大きな教育的効果があると考えられる。

ただし、学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して実践的な学習活動を実施するためには、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。なお、授業の進捗や選挙が急に行われる場合など選挙の状況を考慮しながら年度途中に計画を行うことも考えられる。事前の打合せでは、あくまで学校の教育活動として当該学習活動を実施するのであるから、学習活動の目標（ねらい）、大まかな指導の流れ、振り返りのさせ方等を示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのか、明確に伝えることが大切である。せっかく事前準備等に時間を割いて、専門的知見を有した方々と連携、協働して実施する実践的な学習活動なのであるから、1回限りのイベントとして終わらせるのではなく継続的に実施したり、または、その後の学習指導にどのようにつながっていくのか、実際に指導する教員と学校外部の関係機関、関係者が共通認識の下で実施したりすることが求められる。

ここまで述べた①～③のそれぞれの配慮事項を踏まえ、副教材の効果的な活用がなされることを期待する。

参考2 学習指導要領における主な記述

○高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(1) 各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにすること。

(2) 各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにすること。

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

(5) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 全体計画及び年間指導計画の作成にあたっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(5) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。

(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成にあたっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成にあたっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。